（参考）介護サービス情報の公表制度の概要

● 都道府県・指定都市は、介護サービス事業者から報告される、介護サービスの内容や事業者・施設の運営状況に関する情報のうち、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために必要な情報を公表することとされている。（介護保険法第115条の35）

1.介護サービス情報公表制度の仕組み

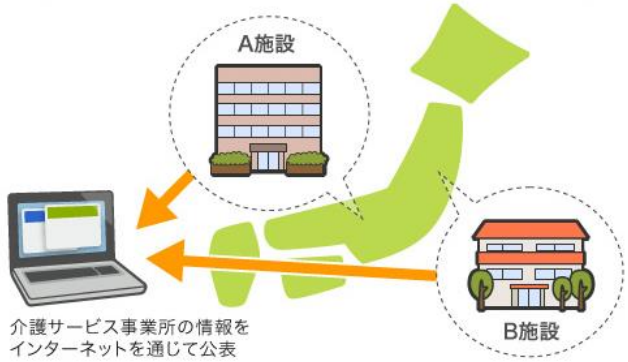

2.公表までのフロー

・介護サービス事業所は、介護サービスの提供を開始しようとするとき又は都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、この情報を報告することとされている。[介護保険施行令第三十七条の二の三]

3.情報公表される内容

基本情報

・事業所の内容、所在地等　・従業者に関するもの　・提供サービスの内容
・利用料等　・法人情報

運営情報

・利用者の権利擁護の取組　・相談、苦情等への対応　・安全衛生管理への体制
・サービス質の確保への取組　・外部機関等への連携　・事業運営、管理の体制
・その他（従業者の研修の受講状況等）

【参考】公表されている事業者数

・「介護サービス情報公表システム」を使ってインターネットで誰でも情報を入手できる。

・令和５年度末時点で**全国約22万か所**の事業所情報が公表されている。

※その他、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、特色など）も任意の公表が可能。

サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システムについて

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第２回）	資料７
令和７年４月２８日	

事業者による登録にあわせ、登録情報を公開するとともに、状況把握や生活相談サービス等住宅の運営に関する情報についても公開し、居住者のニーズにあった住まいの選択を支援

■サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（H23年度～）

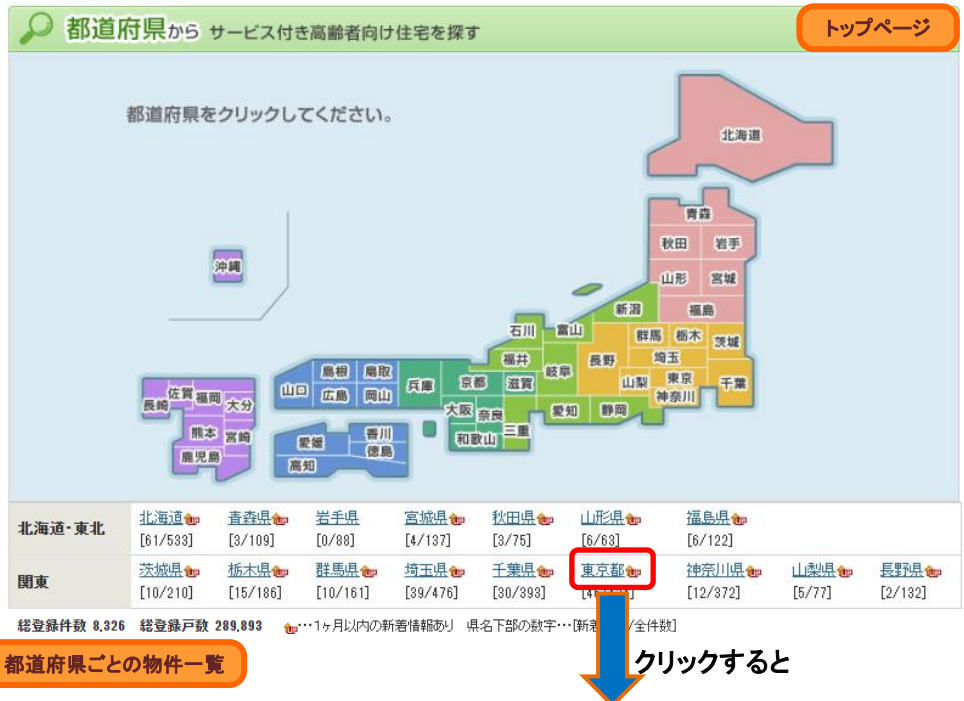

都道府県ごとの物件一覧

クリックすると

クリックすると

事業者の入力に基づき公開された、下記項目を閲覧可

1 入居者情報
- ●入居者の要介護度・年代・男女別人数

2-1 生活支援共通サービス
- ●生活支援サービス費等に含まれる基本サービス（追加費用なし）
- ●状況把握、生活相談、緊急時対応
- ●フロントサービス、短時間家事援助等

2-2 生活支援オプションサービス
- ●食事の提供（身体状況に応じた食事への対応の不可等）
- ●サービス費用の発生する個別生活支援サービス（外出の介添え、家事援助、洗濯物の代行等）

3 建物の特徴

4 介護・医療サービスの利用状況等
- ●入居者と直近1年間の入退去者数
- ●認知症、看取りへの対応（任意）
- ●医療処置を必要としている入居者に対する対応や体制、特徴（任意）
- ●介護サービス利用者人数（任意）

5 事業所の運営方針を示す項目
- ●サ高住の運営方針、入居者の権利擁護、研修実施体制等

参照条文

有料老人ホーム

○老人福祉法（抄）

第二十九条

十一　有料老人ホームの**設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報**（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）**を**、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの**所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。**

十二　**都道府県知事は、**厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により**報告された事項を公表しなければならない**。

○老人福祉法施行規則（抄）

（有料老人ホームの設置者の報告事項）

第二十一条の二　法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの**所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。**（※）

（都道府県知事への報告）

第二十一条の三　法第二十九条第十一項の規定による**都道府県知事への報告は**、当該都道府県知事が定める方法により、**一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。**

（情報の公表）

第二十一条の四　**都道府県知事は、**法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により**報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない**。

参照条文

（※）別表（第二十一条の二関係）

一　有料老人ホームの設置者に関する事項

　設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二　当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項

　イ　施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先　　ロ　有料老人ホームの類型

　ハ　施設の竣工年月日　　ニ　当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日

　ホ　施設までの主な利用交通手段　　ヘ　居室の状況

　ト　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無

三　介護等の内容に関する事項

　イ　当該報告に係る介護等の内容等　　ロ　入居対象となる者

　ハ　当該報告に係る介護等の利用者への提供実績

　ニ　利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

四　当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項

五　施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況

六　入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況

七　身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況

八　安全管理及び衛生管理のための取組の状況

九　その他都道府県知事が必要と認める事項

サービス付き高齢者向け住宅

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）

（登録簿の閲覧）

第十条　**都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない**。

（登録事項の公示）

第十六条　**登録事業者は、**国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、**登録事項を公示しなければならない**。